



レポート
芋煮を囲んで
被災者交流会



福島からの避難者を応援しようと、10月21日(土)に岩美町いこの里で『芋煮会』が開催されました。とっとり震災支援連絡協議会が主催し、福島からの避難者をはじめ、子どもからボランティアの学生や社会人など計30名が参加しました。火起こしから、東北地方の秋の風物詩である芋煮を参加者同士で協力して調理し、ゲームや抽選会を通じて交流を深めました。鳥取県生協からは、食材支援をさせていただきました。

同協議会では、東日本大震災避難者の一般的な支援活動が続けており、孤立防止のための訪問・相談活動、交流会の開催、支援ネットワーク作りなどを行っています。

福島ひまわりプロジェクト
in 鳥取・収穫祭が開催



10月21日(土)白兎地区運動広場前の花壇にて、福島ひまわりプロジェクト in 鳥取『収穫祭』が開催され、参加者たちが花壇に咲いたひまわりの種を収穫しました。当日は10名の参加者が種を取り出し、さらに唐箕(とうみ)という農具を使って殻や塵などを選別する作業を行いました。この取り組みは、福島へひまわりの種を送ることで復興支援につなげようと災害支援ネットワークNPOかけはしが8年前から実施しています。鳥取県生協からは参加した子どもたちへ、おやつを支援をさせていただきました。

「チャイルドラインの活動は子どもの声を受けとめ、寄り添うためのものです。」と話す楠本さん。チャイルドラインは全国39都道府県にあり、電話やチャットで子どもたちの声に寄り添い続ける活動を行っています。2022年度の全国のアクセス件数は電話18万件、チャット1万件以上に上ります。県内では倉吉市内の事務所を拠点に十数名のスタッフで電話とオンラインチャットで活動を行っています。相談内容は自分、性、学校、家庭など様々です。楠本さんは「私たちに、子どもたちの根本的な問題解決はできません。こうした方がいい、これはダメなどと言うこともありません。子ども達が次のステップへ進んでもらうために聞いて寄り添い続けています。安心して話ができる場所を今後も続けていくために、地域の皆さんの理解と支援をお願いします。」と話されました。楠本さんは12月3日に開催する鳥取県ユニセフ協会設立10周年企画のパネルディスカッションにパネラーとして出演される予定です。

まずは子どもたちの
声に耳を傾け
寄り添うこと



チャイルドライン
うさぎのみみ
代表:楠本知恵美さん
チャイルドラインサイトはこちら



「子どもの権利条約」とは？
世界中の国が守らなければならない『子どもの権利』についての約束事です。17歳までのすべての子どもは、大人と同じく、ひとりの人間としての権利を認めています。2021年7月現在196カ国が批准(ひじゅん)しています。

どんなことが約束されているの？
条文には、54の約束が書かれています。大きく分けて4つの権利があります。

- ①生きる権利 住む場所、食べ物があり、病気やけがをしたら治療を受けられることなど
- ②育つ権利 教育を受け、休んだり遊んだりできること、自分らしく育つことができることなど
- ③守られる権利 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られることなど
- ④参加する権利 自由に意見を表したり、集ってグループをつくったりできることなど

●子どもの権利条約は子どもを大人と対等な存在として認め、全ての子どもたちが尊重される社会を目指しています。

子どもSOS
子どもたちの命や権利が脅かされている現状があります。

今から34年前の1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。すべての子どもたちは、大人と同じように権利を持っていて、子どもの権利を守ることは各国の責務となりました。しかし、今もなお戦争や貧困・暴力・自然災害などに多くの子どもたちの命や権利が脅かされている現状があります。

子どもたちの命や権利が脅かされている現状があります。

子どもの権利について一緒に考えませんか？
ユニセフ協会のボランティアスタッフが角田美佳さんに聞きました！

■どのようなイベントですか？…子どもの権利条約の根底にある「子どもを一人の人間として尊重する」とはどういうことか？一緒に考えていただけたら企画だと思います。

■各企画について

★ワークショップ…鳥取大学の学生を中心にユニセフ活動の支援をしている「TORICE」(トリセフ)による子どもから大人まで楽しく権利条約が学べるワークショップです。

★基調講演…子どもを人間として尊重することを訴え続け、「子どもの権利条約」の精神的父と言われるヤヌシュ・コルチャックを長年研究している札幌国際大学教授の塚本智宏さんの講演です。子どもと向き合う上で、気付かされることがあると思います。

★パネルディスカッション…県内で子どもたちの支援活動を続ける5団体に登壇頂き「子どもと向き合い、子どもとともに生きる」ことについて一緒に考える場になると思います。

■子どもの権利条約は「難しいそう」「全く知らない」という方でも加できますか？…子育て中の方、子どもとの向き合い方に悩んでいる方、今の生きづらいつらい社会を良くしたい方、少しでも関心ある方、となたでもご参加下さい！

■組合員さんにお伝えしたいこと…私は子どもとの向き合い方に悩んだときにコルチャック先生の言葉で大切なことに気付かされ、支えられました。子どもの権利条約は、大人と同じく子どもにも権利を認めています。多くの方に「子どもには権利がある」ということを知って頂きたいです。

【鳥取県ユニセフ協会設立10周年企画】
知ろう・学ぼう！子どもの権利条約
～子どもの幸せのために大人ができること～
とき：2023年12月3日(日)
場所：ハワイアロハホール集会室 入場無料
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584

- 10:30~12:00「子どもの権利条約」ワークショップ
大学生と一緒に、子どもの権利について学ぼう！
- 13:00~14:10 基調講演「人間として子どもへの愛情と尊重」
～子どもを人間として理解し、愛し、信じることはどういうことなのか～
講師：塚本智宏(つかもと・ちひろ)さん
(札幌国際大学教授/日本ヤヌシュ・コルチャック協会理事)
- 14:15~15:20 パネルディスカッション
「子どもの声を聴くってどういうこと？」
県内で子どもたちの支援に携わる5団体によるパネルディスカッション

参加申込(当日参加もOK)
11/30までに参加お申し込み頂いた方にはプレゼントがあります。

詳しくは鳥取県ユニセフ協会ホームページをご覧ください
お問合せ 鳥取県ユニセフ協会
TEL/FAX 0858-71-0970
(月・火・金)10~16時 (水)10~12時
unicef-tottori@juno.ocn.ne.jp



2023年3月6日～6月9日実施

トルコ・シリア地震緊急募金 1,786,600円のご支援をいただきました
 虹のかけはし(災害支援基金)から15万円の拠出を行い、合計193万6600円を
 日本ユニセフ協会へ7月20日に送金いたしました。
 多くの組合員の皆様のご協力に感謝申し上げます。



虹のかけはし(災害支援基金)からの拠出のご報告

福島ひまわりプロジェクト in 鳥取 8月6日お絵描き会・10月21日収穫祭 お子様のおやつ支援	4,037円
震災支援連絡協議会 10月21日芋煮会 食材提供	7,204円
日本ユニセフ協会 トルコ・シリア地震緊急募金	150,000円

虹のかけはし(災害支援基金)は自然災害などの初期人道救援の支援や災害支援を支える活動に活用させていただくための組合員の善意の拠出による基金です。現在寄付の受付は行っていません。

ガザ 人道危機 緊急募金のお願い

10月に発生したガザでの人道危機では、一連の衝突によりイスラエルとガザ地区双方に多数の死傷者が出ており、ガザ地区の死者は1万人を越え、子どもたちの死者は4千名以上に上ります(ガザ地区保健当局11月7日報告)。また、100万人以上の人々が自宅を追われ、水、食料、燃料、医薬品等が行き届かず、命の危険にさらされています。鳥取県生協では「ガザ人道危機緊急募金」を実施しています。お寄せ頂いたご募金は、日本ユニセフ協会を通じ、ガザ地区の子どもたちの命を守るための支援活動に役立てられます。組合員の皆様のご支援をお願いいたします。

■募金の期間■2023年11月13日(月)～2024年2月9日(金)

※2023年11月4回～2024年2月2回の注文書で受付します。



© UNICEF/UNI448902/Ajjour

近所の家々が砲撃で破壊された状況の前に、これからどこで暮らせばいいのか考えている、アマルさん(7歳)(ガザ地区、2023年10月7日撮影)

募金注文番号	募金金額(1口)
1524	100円

注文書の「4～6ケタ」注文欄に、**募金注文番号と口数(1口 100円)**をご記入ください。eメール(インターネット注文)でも受付しています。*100円単位での募金となります。現金での受付は致しません。

募金番号	募金金額(1口)
1522	100円



「ユニセフ募金」

ユニセフ募金は世界各地のユニセフ活動に活用される「一般募金」と国や地域を指定して活用される「指定募金」に分けて送金しています。鳥取県生協の「指定募金」では、ミャンマーの女性と子どもたちのための栄養・支援プログラムに役立てられます。

《お知らせ・各募金に関するお問合せ先》 鳥取県生協 組合員活動グループ ☎ 0858-85-0019 (月～金:9:00～17:00)

12月号
くらす通信

ご存じですか

組合員どうしの支え合い活動

生協「くらし助け合いの会」

助 組合員どうしの
け 助け合い
い
活動です!

<p>くらしの中で困ったことは生協に相談</p> <p>サポートをおねがいする人</p> <p>利用料金 1000円/1時間</p>	<p>自分の生活リズムに合わせてサポート活動</p> <p>サポートする人</p> <p>活動費 900円/1時間</p>	<p>活動会員さんの声</p> <p>草取りと家の中の片づけを手伝ってもらっています。体が思うように動かなくなったのでくらすにお願いしています。</p> <p>鳥取市 83才男性</p>
---	--	---

組合員ならいつでも利用・活動できます!

- 月～金曜日(8:00～17:00) ● 時間外・屋外はそれぞれ200円追加料金がかかります。
 - 交通費は別途支払いとなります。● 料金の支払・受取は生協登録口座振替で行います。
 - 利用料金と活動費の差額は事務手数料とします。
 - コロナ禍や天候により活動を休止することがあります
- ☆ 詳しくは下記までお問い合わせください。

くらし助け合いの会の 応援をいつもありがとうございます!

毎週できます!	注文番号(毎週可)	募金金額(一口)
くらし助け合い募金	1520	100円

お電話ください

☎ 090-3172-1432
くらし助け合いの会 事務局



お困りごとはないですか?

買い物代行、サポートします!
 雪かき、家事など

年末年始の準備に
お困りのときは

くらし助け合いの会は **有償ボランティア**です。

2022年度に行ったお手伝い
草取り、ゴミ仕分け、ゴミ出し、買い物代行、開山堂・お墓の花立て、墓そうじ、扇風機そうじ、ペットの散歩 など

【利用費】

- ① 1時間 1,000円
- ② 外作業+200円
- ③ 時間外+200円
- ④ 交通費

※土・日草取り1時間 1,400円

詳しくはお電話ください。 くらし助け合いの会事務局 **090-3172-1432** 月～金 9:00～17:00